令和８年１０月１６日

下松市上下水道事業管理者
　大野　孝治　様

下松市上下水道事業審議会
会　長　伊藤　敏安

適正な水道料金水準について（答申）

令和８年６月２６日付下松上下水第２８９号で本審議会に諮問がありました標記の件について、審議会を開催し、慎重に審議を重ね結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

答　申　書

本市の水道事業については、給水収益の減少、大規模災害等に備えるための施設の耐震化、老朽化による施設更新等、多くの課題が山積しており、今後、より一層厳しい経営状況が予測されている。

このような状況において、将来にわたり安全・安心で持続可能な水道事業を運営していくためには、これまで以上の経営努力とともに、収益の確保が重要である。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、今後の事業の在り方について慎重に議論を重ね、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

１　料金改定の必要性

下松市水道事業においては、平成３年に料金改定を実施して以降、料金を据え置き、経費削減に努めつつ事業が進められてきた。しかしながら、令和８年３月に下松市水道事業経営戦略の改定を行い、財政収支を試算した結果、現行の料金体系では経営状況が著しく悪化することが見込まれており、料金改定は不可避であることを確認した。

2　料金改定時期

料金改定日は、令和９年４月１日とする。

３　料金算定期間

料金算定期間については、令和９年度から令和１２年度までの４年間とした。また、料金改定から４年を目途にその妥当性、料金改定の必要性について検討することとした。

４　料金改定率

料金改定率については、平均改定率を＋２６．４８％とする料金水準が適当であると判断した。

5　料金体系の変更

(1) 用途別から口径別料金体系への変更

近年では使用状況や使用目的の多様化により、用途が明確に判別できない事象が発生しており、費用負担の公平性の確保、料金設定の明確化が必要であることから、口径別料金体系に変更することが適当であると判断した。

(2) 基本水量制の廃止

基本水量制については、単身世帯の増加や節水機器の普及等により基本水量まで使わない世帯が増えており、使用者間の不公平が生じていることから、廃止することが適当であると判断した。

(3) 逓増制から均一制への変更

逓増制については、使用実態に即した公平な負担となっていないことや、大口使用者の給水量の影響を受けやすく給水収益が不安定になることから、均一制に変更することが適当であると判断した。

6　附帯意見

(1) 下松市上下水道局においては、これまで業務の民間委託や施設の効率的な維持管理など、様々な経営努力を行ってきたところである。今後も引き続き、業務の効率化・合理化による経費縮減、補助金等の活用による財源確保、企業誘致による水需要の拡大等に最大限取り組むとともに、健全な経営基盤の確立に向けた不断の努力を継続されたい。

(2) 水道施設については、老朽化による漏水や突発的な事故のリスクが高まっており、市民が安心して安全な水道水を利用できる環境を維持するためには、老朽化した管路・施設の計画的な改修・更新や大規模地震に備えた耐震化を着実に推進することが不可欠である。今後も安定給水の確保を最優先に位置付け、施設の適切な維持管理と計画的な改修に継続して取り組まれたい。

下松市水道料金改定案

①基本料金（1カ月当たり）税抜

口径	料金
１３㎜	５００円
２０㎜	６００円
２５㎜	７００円
４０㎜	６，５００円
５０㎜	１０，５００円
７５㎜	２４，０００円
１００㎜	４４，０００円
１５０㎜	１１０，０００円
２００㎜	１９０，０００円
２５０㎜	２５０，０００円

②従量料金（1カ月当たり）税抜

用途	口径	使用水量	1㎥当たり料金
家事用、営業用、市立施設用、工業用	全　径	1㎥以上	６８円
船舶・臨時用	全　径	1㎥以上	１６９円
公衆浴場用	全　径	1㎥以上	４８円
私設消火栓	全　径　1個1回１０分ごとに４６４円		

